

◆全労済協会を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険の契約によるもの

給付または支払事由			給付金額(円)	請求書または申請書に添付する証明書類等	
死亡弔慰金	会 員※	疾病による死亡	65歳未満 300,000	① 本人死亡・後遺障害 保険金請求書(疾病死亡用) ② 医師の死亡診断書・死体検案書(写し可) ③ 対象者と保険金受取人の関係を証明するもの 例: 戸籍謄本・改製原戸籍等(写し可)	
		65歳以上	150,000		
	員※	不慮の事故による死亡	550,000	(不慮の事故の場合)上記①～③に加えて ④ 不慮の事故等である証明書(写し可)	
		交通事故による死亡	1,050,000	(交通事故の場合)上記①～③に加えて ⑤ 交通事故である証明書(写し可)	
	家族	配偶者	50,000	① 給付金申請書兼給付事由証明書(様式第4-1号) ② 対象者との関係と死亡が確認できる証明書 例: 医師の死亡診断書・死体検案書、戸籍謄本等(写し可)	
子	20,000				
親(会員の実・義・継父母)	10,000				
住宅災害による同居親族の死亡	20,000				
後遺障害※	疾病による重度障害	65歳未満	300,000	① 本人死亡・後遺障害 保険金請求書(疾病死亡用) ② 医師の後遺障害診断書(他保険所定用紙)	
		65歳以上	150,000		
	不慮の事故による障害		550,000～22,000	(不慮の事故の場合)上記①,②に加えて ③ 不慮の事故である証明書(写し可)	
	交通事故による障害		1,050,000～42,000	(交通事故の場合)上記①,②に加えて ④ 交通事故である証明書(写し可)	
住宅災害※	火災等による	損害の程度	支払割合	① 住宅災害保険金請求書(全労済協会所定用紙) ② 関係官署の罹災証明書 ③ 修理業者による見積書(写し可) ※被災したら速やかに 事務局へご連絡下さい。	
		全焼・全壊(50%以上)	100%		150,000
		半焼・半壊(30%以上50%未満)	70%		105,000
		半焼・半壊(20%以上30%未満)	50%		75,000
	一部焼・一部壊(20%未満)	20%	30,000		
	自然等による	全壊(70%以上)	100%		45,000
		半壊(20%以上70%未満)	50%		22,500
一部壊(20%未満)		10%	4,500		
床上浸水	損害程度に関わらず一律	20%	9,000		
傷病休業見舞金※	休業14日～30日未満		10,000	① 傷病休業保険金請求書 ② 休業期間を確認できる証明等 例: 診断書、事業所からの休業証明等	
	休業30日～60日未満		20,000		
	休業60日～90日未満		30,000		
	休業90日～120日未満		40,000		
	休業120日以上		50,000		
祝金	結婚祝(会員の結婚)		15,000	① 給付金申請書兼給付事由証明書(様式第4-1号) (結婚の場合)上記①に加えて事由を証明するもの ② 戸籍謄本、住民票等(写し可) (出生の場合)上記①に加えて事由を証明するもの ③ 戸籍謄本、住民票、健康保険証等(写し可) (入学の場合)上記①に加えて事由を証明するもの ④ 学校長の証明もしくは入学通知書等(写し可)	
	出生祝(会員または配偶者の出産)		10,000		
	小学校入学祝(会員の子)		8,000		

◆伊那市勤労者互助会独自の記念品給付

給付事由	給付内容	申請書に添付する証明書類等
記念品	銀婚祝(会員:結婚25周年) 中学校入学祝(会員の子) 中学校卒業祝(会員の子)	カタログ商品 ① 記念品給付申請書兼給付事由証明書(様式第4-2号)

注) 給付金等の請求時効は給付事由発生日から3年です。

注) ※印の死亡弔慰金(会員本人)・後遺障害・住宅災害・傷病休業見舞金については別紙請求書等が必要となりますので、これらの事由が発生した場合はすみやかに右記の事務局までご連絡ください。

注) この給付制度は平成27年4月1日から適用し、これ以前の支払事由による給付金は従前の例による。